

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題も、「法律の規定」ではない問題でしたね。  
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、物が廃棄物かどうかは「総合的に判断する」とされているが、次のうち、一般的に総合判断の要因にあたらぬものはどれか。

- (1) 物の性状
- (2) 排出の状況
- (3) 通常の見扱ひ形態
- (4) 取引価値の有無
- (5) 廃棄物処理業許可の有無

### 【解説】

環境省は令和3年4月14日付「行政処分の手針について（通知）」の中で、「廃棄物該当性の判断について」として一項設け次のように述べている。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱ひ形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

このように、総合判断の要因として「物の性状」「排出の状況」「通常の見扱ひ形態」「取引価値の有無」「占有者の意思」の五つを挙げている。

各要因の詳細な説明も同通知で行っていることから、参照願いたい。

処理業の許可を有しているかどうかについては、物が廃棄物かどうかを判断する際の直接的な要因としては挙げていない。

正解（5）

独自の解説の前に次の問題も挑戦してみてください。

Q、廃棄物処理法で規定する「廃棄物」について、次の空欄 a ～ c に入る言葉の組み合わせとして適当なものは（1）～（5）のどれか。

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の（ a ）であって、（ b ）又は液状のもの（（ c ）及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

- |             | a | b   | c     |
|-------------|---|-----|-------|
| (1) 廃品      |   | 泥状  | 毒物・劇物 |
| (2) 汚物又は不要物 |   | 泥状  | 放射性物質 |
| (3) 汚物又は不要物 |   | 固形状 | 毒物・劇物 |
| (4) 廃品      |   | 泥状  | 放射性物質 |
| (5) 汚物又は不要物 |   | 固形状 | 放射性物質 |

## ～廃棄物処理問題～

### 【解説】

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

このとおり、法第2条第1項の規定により気体状のもの及び放射性廃棄物は不要であっても廃棄物処理法で定義する「廃棄物」から除かれている。

また、次のものも施行時の通知により廃棄物処理法の対象となる廃棄物でないとして取り扱われている。

- ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの
- ・土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

正解（5）

さてさて、困りましたね。法律の条文では<「廃棄物」とは、>と規定しているにもかかわらず、通知では別の「5つ要素で総合的に判断する」としている。

「いったい、どっちが正解なんだ(´o`)」となりますよね。

廃棄物処理法がスタートしたのが昭和45年。条文の定義で始まりました。ところが、すぐに裁判が起きたんですね。「廃棄物ってなんなんだ」と。条文の規定では判断が付かないじゃないかと。こういった裁判は何回か起こされて、ついに最高裁まで行った事件も出てきて平成11年に最高裁判決が出ました。これをこの業界では「おから裁判」と呼んでいます。この「おから裁判」で持ち出されたのが、総合判断説なんです。法曹界では最高裁判決は法令同等と考えるんだそうですね。それで今では法律の規定とともに総合判断説が定説となっているんです。

BUNさんが調べたところ、廃棄物処理法がスタートした昭和45年の某国語辞書には「廃棄する」という言葉は載っているのですが「廃棄物」という言葉は未だ掲載されていないんです。思うにこの時代、日本人の多くは「廃棄物」という言葉では共通認識に立っていないということかなあと。さらに思うに条文の中に「不要物であつて」という言葉がありますよね。「有害」かどうかは科学的にわかるし客観的に表現もできると思うんです。でも、「不要」かどうかは人によって違うだろう、ってなりませんか？なお、総合判断説については拙著「対話で学ぶ、廃棄物処理法」で詳細に自己主張しましたのでお時間のある方はそちらも是非ご一読の程。

今回の宿題は前述の問題と類似のようで、超基本的ながら通知も知っていないとなかなか悩むものを。



### 宿題Q

産業廃棄物の定義に関する記述中、(1)～(5)のうち、誤っているものはどれか。

産業廃棄物とは事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)土砂、(4)廃油、(5)廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。